不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>児童扶養手当の返還</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童扶養手当法第１２条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>こども未来部こども支援課こども給付係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額がその価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の１０月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第９条から前条までの規定を適用せず支給されるが、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）に返還しなければならない。

１　当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者が、その年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて第９条第１項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当。
２　当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者が、その年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて第９条２に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当。
３　当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第１０条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成３１年１月１日最終変更）</td></tr>
</table>